

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成30年6月11日京都市条例第11号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）太秦安井山ノ内地区地区計画の変更により、太秦安井山ノ内A地区に係る地区整備計画が変更されたことに伴い、次のとおり当該地区における建築物の高さの最高限度に関する制限等を定めることとしました。

#### 1 建築物の高さの最高限度

- (1) 葛野大路通の西側端線から20メートル外側の線と御池通の南側端線から110メートル外側の線との交点を起点とし、順次同線、葛野大路通の西側端線から145メートル外側の線、西高瀬川の北側端線から10メートル外側の線及び葛野大路通の西側端線から20メートル外側の線を経て起点に至る線で囲まれた区域にあつては、31メートルとしました。
- (2) (1)の区域以外の区域にあつては、20メートルとしました。
- (3) その他建築物の高さの算定方法の例外を定めました。

#### 2 壁面の位置の制限

建築物の高さの最高限度に関する制限が緩和される区域に係る境界線にあつては、当該境界線までの距離の最低限度を10メートルとしました。

#### 3 建築物等の形態意匠の制限

建築物等の形態意匠は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）太秦安井山ノ内地区地区計画における地区整備計画において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものでなければならないこととしました。

この条例は、平成30年6月11日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第11号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条各号列記以外の部分中「の区域」の右に「(第3号に掲げる地区計画の区域にあつては、別表第1太秦安井山ノ内A地区の項に該当する区域に限る。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)太秦安井山ノ内地区地区計画  
別表第2太秦安井山ノ内A地区の項中

「

壁面の位置の制限	御池通, 葛野大路通若しくは河川の境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度 御池通及び葛野大路通の境界線にあつては10メートル, 河川の境界線にあつては1メートル, 隣地境界線にあつては2メートル。ただし, 休憩所その他これに類する建築物で, 地階を除く階数が1のものについては, この限りでない。
----------	---

を

」

「

壁面の位置の制限	御池通, 葛野大路通若しくは河川の境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度 10メートル(隣地境界線(御池通の南側端線から110メートル外側の線以北の区間に限る。)にあつては, 2メートル)。ただし, 休憩所その他これに類する建築物で, 地階を除く階数が1のものについては, この限りでない。
建築物の高さの最高限度	(1) 葛野大路通の西側端線から20メートル外側の線と御池通の南側端線から110メートル外側の線との交点を起点とし, 順次同線, 葛野大路通の西側端線から145メートル外側の線, 西高瀬川の北側端線から10メートル外側の線及び葛野大路通の西側端線から20メートル外側の線を経て起点に至る線で囲まれた区域 31メートル (2) 前号の区域以外の区域 20メートル

に改め, 同表

」

備考16中「京都市高度医療・保健衛生福祉B地区の項」の右に「, 太秦安井山ノ内A地区の項」を, 「8メートル(」の右に「太秦安井山ノ内A地区の項(建築物の高さの最高限度に関する部分のうち第2号に掲げる区域(以下「高さ20メートル区域」という。)の部分に限る。)においては3メートル,」を, 「西ノ京桑原町地区の項」の右に「及び太秦安井山ノ内A地区の項(高さ20メートル区域の部分を除く。)」を加え, 同備考に次のように加える。

17 14にかかわらず, 太秦安井山ノ内A地区の項(高さ20メートル区域の部分に限る。)の規定における建築物の高さの算定については, 良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける工作物で別に定める基準に適合するものの高さは, 当該建築物の高さに算入しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)